

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する 規則の概要

1 目的

本県では、県内の地域医療を担う医師を確保することを目的に、県内の4大学医学部の学生に対し、県が指定する診療科及び医療機関の業務に従事することを条件に修学資金を貸与している（根拠：神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例）。

同条例施行規則において、貸付けを受けようとする者は、成年の者で独立の生計を営む連帯保証人を2名立てなければならないと規定されているが、昨今の家族形態の変化等により、この条件を成立させることが困難な場合が想定されることから、確実な債務の履行を達成することを目的に、連帯保証人として法人も立てられるよう、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 連帯保証人の要件変更

法人を連帯保証人として立てられるよう規定を見直す。

3 施行期日

令和7年4月1日